

島交企甲第1198号
令和2年3月10日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

地域交通安全活動推進委員の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会の
運営に関する要綱の制定について（例規通達）

地域交通安全活動推進委員の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営については、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要領の制定について（平成3年3月25日島交企第237号、島交指第271号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、新たに別添のとおり「地域交通安全活動推進委員の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する要綱」を定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、令和2年3月9日限り、その効力を失う。

別添

地域交通安全活動推進委員の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営について、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）、島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）に定めるもののほか、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 地域交通安全活動推進委員

1 委嘱

(1) 警察署長の推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、規則第1条第1項の規定により、公安委員会が定める区域（以下「活動区域」という。）ごとに推進委員を推薦するものとされているが、この場合の活動区域は、原則として警察署の管轄する区域とする。署長は、推進委員を推薦する場合には、活動区域内に居住し、又は勤務する等管轄区域内の交通の状況に精通していると認められる者について、地域交通安全活動推進委員候補者推薦書（様式第1号）により推薦するものとする。

(2) 委嘱の要件

法第108条の29第1項各号に定める要件を満たすか否かの判断は、次により行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること（第1号）。

(イ) 人格及び識見に優れ、行動においても関係地域の住民からの信頼があることをいう。

(ロ) 関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その者からの信頼も厚く、これと十分に連携をとりながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること（第2号）。

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的及び自発的な活動ができる時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること（第3号）。

経済的、社会的及び家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。経済的観点においては、推進委員が名誉職であることから、その給与等に

頼らなくとも十分に生活ができる者とする。

エ 健康で活動力を有すること（第4号）。

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的及び肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。この場合において、要件を満たす限り、高齢者等であっても支障はないが、特に70歳以上の者については、活動力等の面から十分に適格性を判断すること。

(3) 委嘱状等の交付

推進委員の委嘱は、委嘱状（様式第2号）、地域交通安全活動推進委員証（規則別記様式第1号）、記章（様式第3号）及び腕章（様式第4号）を交付して行うものとする。

(4) 地域住民に対する周知方法

規則第1条第2項の規定による措置は、市町村の広報紙、警察署の広報紙、ミニ広報紙等に掲載するなど適当な方法により行うものとする。

(5) 推進委員名簿の作成

署長は、推進委員が委嘱されたときは、地域交通安全活動推進委員名簿（様式第5号）を作成するものとする。

2 委嘱数警察署ごとの推進委員の委嘱数は、次表のとおりとする。

警察署ごとの推進委員の委嘱数は、次表のとおりとする。

警察署	委嘱数	警察署	委嘱数	警察署	委嘱数
松江	34	大田	10	益田	15
安来	8	川本	5	津和野	5
雲南	15	江津	6	隠岐の島	4
出雲	30	浜田	15	浦郷	3
				合計	150

3 任期

推進委員の任期は2年であり、再任することができるが（規則第2条）、再任する場合であっても、1に定める委嘱の手続を執るものとする。

4 活動区域

(1) 原則

推進委員は、原則として活動区域内の地域につき、その活動を行うものとされているが（規則第3条）、これは当該地域における交通の安全と円滑に資するための活動であれば、地理的に当該地域外の地域においても、その活動を行うことができることとする趣旨である（一の市区町村に複数の活動区域がある場合において、当該市町村内の各活動区域の推進委員が相互に協力して当該市町村全体の交通の安全と円滑に資するための活動を行うときは、推進委員の活動区域内の地域における交通の安全と円滑に資するための活動が含まれていれば、当該地域外の地域において活動を行っても差し支えない。）。ただし、活動区域外の地域において、法第108条の29第2項の活動を行う場合においては、

口頭又は文書により、その所属する協議会を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出をするよう指導するものとする。

(2) 特例

協議会は、他の協議会からその所属する推進委員の応援派遣の要請を受けた場合には、応援派遣することとなる推進委員の同意を得、かつ、当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出をし、期間及び活動する地域を定めて、その所属する推進委員を当該要請をした協議会に応援派遣することができるものとする。この場合において、当該推進委員は、(1)にかかわらず、定められた期間及び地域内において、その活動を行うことができるものとする。

5 活動内容

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動は、次によるものとする。

(1) 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育（法第108条の29第2項第1号）

ア 活動例

- (ア) 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、歩行中の交通事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させる教育
- (イ) 町内会等において、活動区域内の幼児及び児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育
- (ウ) 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育に講師として参加し、ヒヤリ地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等の指導

イ 留意事項

- (ア) 推進委員の行う交通安全教育は、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的に取り上げて実施するものとする。
 - (イ) 署長は、推進委員が交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に従った教育を実施することができるようにするため、講習において当該指針や交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容を指導するとともに、活動区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう協力すること。
- ### (2) 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第2号）

ア 活動例

- (ア) 高齢者や障害者が、歩行者として又は自転車、電動車椅子等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮についての啓発活動
- (イ) 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮についての啓発活動
- (ウ) 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上についての啓発活動

イ 留意事項

推進委員による高齢者や障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう、講習において反射材の活用、電動車椅子の安全対策等について教養するものとする。

- (3) 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第3号）

ア 活動例

- (ア) 違法駐車追放キャンペーンを行うなど、駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る活動
- (イ) 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の通行に危険があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発活動
- (ウ) 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐りに資するための情報を提供する活動

イ 留意事項

地域住民の駐車問題等に関する意識を高めるように活動を指導するものとする。

- (4) 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第4号）

ア 活動例

- (ア) 自転車の通行ルール及び安全な通行等に関するチラシを配布するなど、自転車の利用者に対して通行ルールの周知を図る活動
- (イ) 自転車の利用者に対するルールの遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を実施する活動

イ 留意事項

推進委員による自転車の適正な通行についての啓発活動が効果的に行われるよう、講習において自転車の通行方法等について教養するものとする。

- (5) 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（法第108条の29第2項第2号から第4号までに掲げるものを除く。）（規則第4条第1号）

ア 活動例

- (ア) 交通事故防止、飲酒運転根絶や暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど、交通問題に関する住民運動を盛り上げる活動
- (イ) 夜間に道路横断中の死亡事故が多発していることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材の活用について理解を深めるための広報啓発活動
- (ウ) 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する活動

イ 留意事項

形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて、広報啓発活動を行うよう指導するものとする。

- (6) 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動（規則第4条第2号）

ア 活動例

- (ア) 自治会等の活動テーマに駐車問題等の交通問題を取り上げることなどの働き掛け
- (イ) 各種行事主催者等に対する臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等自主的な交通対策の働き掛け
- (ウ) 建築現場等の関係者に対する自主的・先行的交通安全対策などの働き掛け
- (エ) 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭で駐車場案内板を設けることなど、企業、商店等に対する自主的な交通安全対策などの働き掛け

イ 留意事項

協力要請は、これに伴い相手方に経済的負担を負わせることになる場合が多いと考えられるため、その内容を踏まえ、要請の方法を工夫するなど、相手方の納得を得ながら協力要請を行うよう指導するものとする。

- (7) 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動（規則第4条第3号）

ア 活動例

- (ア) 地域における交通規制、信号機の設置等に関して、住民の相談に応じる活動
- (イ) 迷惑駐車等の問題に対して、電話、応接等を通じて相談に応じる活動

イ 留意事項

活動区域における交通の安全と円滑に係る場合には、活動区域外の地域の住民からの相談にも応じて差し支えない。この場合において、相談に係る事項が他の協議会の活動区域に関するものであるような場合には、推進委員は、可能な助言をしたり、速やかに当該他の協議会の推進委員に引継ぎを行うなど、適切な対応に努めるよう指導するものとする。

(8) 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動（規則第4条第4号）

ア 活動例

- (ア) 地域における交通安全運動等に対する協力
- (イ) 商店会、自治会等の自主的な交通安全対策に対する協力

イ 留意事項

協力援助活動は、他の活動主体の活動を支援することにより、地域全体における交通の安全と円滑に資する活動を高めようとするものである。したがって、推進委員による協力援助が他の活動主体の当該地域における活動を活性化させることになるか、その効果を念頭に置きながら行うよう指導すること。

(9) (1)から(8)までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動（規則第4条第5号）

ア 活動例

- (ア) 相談者に適正な助言をするための必要な実態調査
- (イ) 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするための地域の交通上の問題点についての調査

イ 留意事項

調査活動をするための強制にわたるような権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入って調査する必要がある場合には、必ず、その管理者の承諾を得ること。

6 活動記録簿の記載

推進委員は、活動記録簿（様式第6号）により、その活動内容を明らかにしておくものとする。

7 遵守事項

署長は、推進委員に対し、次の事項を遵守するよう指導するものとし、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、個別に注意をする等必要な措置を執るものとする。

(1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと（法第108条の29第3項）。

交通安全教育指針に従って交通安全教育を行うことができるよう、平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、これを活用し、地域の住民に対して、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるように指導すること。

(2) 関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めること（規則第5条第1項前段）。

平素から、住民の要望と意見を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、先入観に捕らわれることなく活動の在り方を省みるなど、真摯な対応をとるよう指導すること。

(3) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること（規則第5条第1項後段）。

ア 留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

イ 禁止される行為の例

- (ア) 交通安全に関するパンフレットの受取を拒否した者に、無理強いをしてこれを受け取らせる（規則第4条第1号関係）。
 - (イ) 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催し物の開催を邪魔する（規則第4条第2号関係）。
 - (ウ) 相談者の秘密を漏らす（規則第4条第3号関係交通相談活動関係）。
 - (エ) 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込む（規則第4条第5号関係交通調査活動関係）。
- (4) その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと（規則第5条第2項）。

ア 留意事項

(ア) 特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないので、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないようにするものとする。

(イ) 「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対すること等に資するものをいう。

(ウ) 「政治目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し又はこれに反対すること、特定の政治団体を支持し又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

(エ) 「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することをいう。

イ 禁止される行為の例

(ア) 推進委員が地域の住民に対して行う交通安全教室において、特定の候補者への投票を依頼する。

(イ) 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布する。

8 講習の実施

規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習（以下「講習」とい

う。)は、次により実施するものとする。

(1) 講習の目的

講習は、推進委員がその活動を適正かつ効果的に行うため、基本的な事項を理解させることを目的とする。

(2) 講習の時期

委嘱時講習は、おおむね委嘱時から3か月以内に行うものとする。

(3) 講習計画

講習は、講習計画書に基づいて行うものとする。

(4) 講習の方法

講習は、教本のほか視聴覚教材等を用いて行うものとする。

(5) 講師

講師は、講習項目について十分な知識及び経験を有する者を充てるものとする。

(6) 講習項目等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次表によるものとする。

講習項目	講習内容	講習時間
道路交通の現状に関する知識	1 全国交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 2 県内における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、県内における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	1時間程度
交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則に規定する事項を中心に、法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律等に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	1時間程度
推進委員としての心構え	1 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 2 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。 3 協議会及び島根県交通安全活動推進センターとの関係について説明し、理解させる。	1時間程度

活動要領	<p>1 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。</p> <p>2 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。</p>	1 時間程度
交通安全教育の実施要領	<p>地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢又は通行の態様等に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。</p>	1 時間程度

9 指導

(1) 指導事項

- ア 指導する事項には、推進委員としての活動内容に関する事項のほか、規則第5条等に規定する推進委員としての義務を守らせることも含まれる。
- イ 指導する事項には、推進委員にその活動区域を守らせ、遵守事項に違反する活動をしなないようにする消極目的のほか、推進委員の活動を効果的かつ効率的に行うことができるようにするための積極目的のものも含まれる。

(2) 指導の方法

- 指導は、次の方法により行うものとする。
- ア 講習において指導するものとする。
- イ 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導する。
- ウ 必要に応じて指導文書を各推進委員に配付する。
- エ 警察職員に随時巡回指導をさせる。
- オ 活動低調、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対して、個別に注意する等の措置を講ずること。

10 解職等

(1) 解職の要件

- 法第108条の29第5項各号の要件は、次によるものとする。
 - ア 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき（第1号）。
 - イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき（第2号）。
- 法第108条の29第3項及び規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由なく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときに解職すること。この場合において、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活

動基準等の申合わせ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断すること。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき（第3号）。

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的若しくは反道徳的な行為をしたときに解職すること。

(2) 解職手続

ア 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認めたときは、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（様式第7号）により交通部交通企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

イ 交通部交通企画課長は、アの上申を受けたときは、解嘱事由に該当する事実の有無を調査するものとする。

ウ 規則第10条の規定による通知は、通知書（様式第8号）により期日の2週間前までに行うものとする。

エ ウの通知に対して、当該推進委員が正当な理由がなく期日に出頭しないとき、又は弁明の機会を放棄したときは、弁明を聴かないで解嘱することができる。

オ 解嘱は、解嘱状（様式第9号）を交付して行うものとする。

11 辞職の承認

推進委員が任期途中で自ら辞職を申し出るなど推進委員としての辞職を承認するときは、辞職届（様式第10号）により交通部交通企画課長を経由して公安委員会に届け出るものとする。

第3 地域交通安全活動推進委員協議会

1 設置区域

法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域は、原則として、推進委員の活動区域と同じものとする。ただし、地域の実情に応じ、これと異なる定めをすることができるものとする。

2 役員等

(1) 人員等

ア 協議会には、役員として、会長1名及び幹事若干名を置くこととされている（規則第11条第1項）。

イ 幹事の具体的人数は、各協議会において定めることになるが、協議会を構成する推進委員の数に比して著しく多くなることのないように指導するものとする（会長及び幹事の合計数が、推進委員の総数のおおむね3分の1を超えないことを指導の目安とする。）。

ウ 幹事のうち、特定の者（例えば、規則第11条第3項の規定により会長を代行する順位が上位にある者）を便宜上「副会長」等と呼称することとしても差し支えない。

(2) 職務

ア 会長の職務は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表することであり（規則第11条第2項）、幹事の職務は、会長を助け、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行することである（同条第3項）。

イ 幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に、各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるように指導するものとする。

3 事業

法第108条の30第2項及び規則第12条に規定する協議会の事業の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 推進委員の活動の方針を定めること（法第108条の30第2項）。

ア 具体例

(ア) 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定める。

(イ) 月間及び年間の活動の具体的な目標を定める。

イ 留意事項

活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、所轄警察署と緊密な連携を取るよう指導するものとする。

(2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと（法第108条の30第2項）。

ア 具体例

(ア) 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整し、定める。

(イ) 各推進委員の活動等で必要がある場合に、これを調整する。

(ウ) 各推進委員の活動状況等について連絡する。

イ 留意事項

協議会が各推進委員の担当地区等を調整、設定する場合には、交番、駐在所及び所在地の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案するよう指導するものとする。

(3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、都道府県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること（規則第12条第1号）。

ア 具体例

(ア) 警察署との連絡会を開催する。

(イ) 市町村の交通安全担当部局等の活動予定等を連絡する。

(ウ) 地区交通安全協会と活動内容を調整するための協議会を開催する。

(エ) 共同で実施する行事について他の協議会と協議する。

イ 留意事項

(ア) 警察機関以外の「関係行政機関」とは、市町村の交通安全担当部局等に該当し、都道府県センター以外の「関係団体」とは、地区交通安全協会等

が該当する。

- (イ) 「連絡又は調整」とは、「警察機関その他の関係行政機関との連絡」又は「都道府県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡及び調整」をいう。
 - (ウ) 「関係行政機関との連絡」とは、推進委員の行う活動の日程等の連絡をいい、法第108条の30第3項の規定のような関係行政機関に対する意見具申を認めたものではない。
- (4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること（規則第12条第2号）
- ア 具体例
 - (ア) 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する。
 - (イ) 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約する。
 - イ 留意事項
 - 収集した資料及び情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活用するよう指導するものとする。
- (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること（規則第12条第3号）
- ア 具体例
 - (ア) 広報紙（誌）を発行する。
 - (イ) 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成する。
 - イ 留意事項
 - 推進委員がどのような活動を行い、どのような成果を挙げているのを広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるよう指導するものとする。
- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること（規則第12条第4号）
- ア 具体例
 - 交通安全教育用の資器材、広報啓発活動用のビデオ機器等がある場合にこれを保管管理する。
 - イ 留意事項
 - 備品等については、管理台帳を作成し、管理に問題がないように配慮するよう指導するものとする。

4 意見の申出

- (1) 協議会は、法第108条の30第3項の規定による意見を申し出る場合は、意見申出書（様式第11号）により行うものとする。
- (2) 署長は、意見の申出が署長に対するものである場合は、その内容を速やかに検討し、その結果を協議会に回答するものとする。
- (3) 署長は、公安委員会に対する意見申出を受理した場合は、署長の意見を付して進達するものとする。
- (4) 前記(3)の意見申出に対する回答は、署長を経由して行うものとする。

第4 島根県交通安全活動推進センター

交通部交通企画課長及び署長は、島根県交通安全活動推進センターが行う協議会に関する事業について、連絡調整を図るとともに、その事業が効果的に推進されるよう協力するものとする。

第5 報告

署長は、推進委員の月間の活動結果について、翌月8日までに地域交通安全活動推進委員活動報告書（様式第12号）により本部長に報告するものとする。ただし、特異重要なものについては、直ちに報告するものとする。

様式 [略]